

富津市国民保護計画（変更案）の概要

1 富津市国民保護計画について

富津市国民保護計画は、武力攻撃や大規模テロなどから市民の生命、身体及び財産を保護するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）により、国の「国民の保護に関する基本指針」に基づいて、富津市が作成しなければならないものであります。

また、その計画の内容については、平素の備えや、万が一事態が発生した場合の対処について定めたものとなっております。

なお、計画を変更する場合は富津市国民保護協議会へ諮問することとなり、本変更案については令和5年8月21日開催の富津市国民保護協議会において承認をいただいたものです。

2 変更の背景

現行の富津市国民保護計画は、平成19年1月に作成され、平成29年4月に一部変更されたものです。千葉県においても平成29年12月に国の基本指針の変更に伴い平成30年12月に千葉県国民保護計画の見直しを行っています。

また、令和3年3月に本計画と深く関連する富津市地域防災計画についても、大幅な修正がなされ、令和5年度からは、富津市行政組織の組織・機構改革も実施されたことから、本市においても富津市国民保護計画について、これまでの国の基本方針、各種関係法令や千葉県国民保護計画との整合を図りつつ、現在の情勢等を鑑み、計画の見直しを行おうとするものです。

3 主な変更内容

(1) 富津市地域防災計画との整合化による変更

- ① 部局・班名称の修正
- ② 各部局・班の事務分掌の修正
 - ・ 従来の事務分掌のほか、地域防災計画と関連性の深い事務分掌について関係する各部局・班へ明記

(2) 県の国民保護計画、国の基本指針等の見直しに伴う変更

- ① 国の基本指針の一部変更に伴う修正（訓練種別、J－A L E R T等の記載）
- ② 災害対策基本法の改定に伴う修正（避難行動要支援者名簿等について記載）
- ③ 県計画と記述表現等の整合化による修正

(3) 経年変化等に伴う変更

- ① 富津市行政組織の組織・機構改革に伴う修正
 - ・ 水道部の削除
 - ・ 企画政策部の追記
- ② 人口等に係る事項の修正
- ③ 名称等の変更に伴う修正（機関等名、年号等）
- ④ 誤字、脱字、誤植、記載漏れ等の修正